

第6章

相談・報告等を踏まえた対応

性暴力に対しては、被害児童を徹底して守り通すことを第一とし、加害行為を絶対に許さないという姿勢で挑むことが重要である。仲間意識や組織防衛心理から、必要な対応を行わなかったり、躊躇したりするようなことがあってはならない。

また、不適切な行為に対しても、未然防止の観点で真摯に対応する。当初は「不適切な行為」のみと思われていたものの、調査をしていく中で、性暴力が発覚する場合があることに留意する。

1. 性暴力の疑いの発覚時の対応

現場にいる従事者（パートタイム、アルバイト、ボランティア等も含む）は日常的に児童と接するため、児童から性暴力被害の相談を最初に受けたり、性暴力の情報を見聞きしたりする可能性が高い。児童と関わる従事者は、いつでも児童から性暴力の被害を相談されるかもしれない、性暴力の情報をキャッチするかもしれない、との認識を持つとともに、発覚時の対応・留意点について、定期的な研修等を通じて理解を深めておくことが有効と考えられる。

また、性暴力を認識した場合には、それが疑いの段階であっても重く受け止め、原則として即日かつ速やかに上司へ報告・対応する必要があること等もルールとして定め、現場の従事者に理解してもらうことが有効と考えられる。

実際に性暴力の疑いが発覚すると、従事者は大変な衝撃を受けることになるが、被害児童や保護者の心情（不安、不信、動揺、自責等）を踏まえ、落ち着いて対応することが求められる。

被害児童に治療が必要な外傷がある場合、妊娠又は性感染症の可能性がある場合や薬物を使用されたおそれがある場合等には、速やかに医療機関に受診させる必要があることに留意する。

また、犯罪が疑われる事案や、犯罪に該当するとは限らないが性暴力が疑われる事案については、保護者への報告の在り方をルール化することや、既存の法令・ガイドライン等で事案に応じた対応をする関係機関（警察、児童相談所、自治体、教育委員会等）への通報等が求められていることを改めて周知することも有効と考えられる。なお、保護者からの性暴力の疑いがあった場合は、速やかに児童相談所へ通告する必要がある（再掲）。

❖ 性暴力被害の疑いが発覚した際の対応として、従事者が理解しておくべき内容の例

性暴力被害発覚のパターン	発覚時の対応の例
被害児童から打ち明けられた場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 可能な範囲で、児童が安心して話せる場所に移動する（例▶ 周囲に聞き取られない環境）。 ● 被害児童が打ち明ける内容について傾聴する（初期聴き取り）。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 最初の段階では被害児童が自発的に打ち明けた内容の聴き取りに留め、それ以上は積極的に聴き取ろうとしないことが求められる。被害児童が打ち明けた内容が不明確な場合であっても、何があったのか概要が分かる程度の聴き取りに留めること（例▶ 「誰が」「身体のどの部分に」「何をした」）。 ➢ その際の聴き取り方法として、「～先生がやったの？」等の誘導的な聴き取りではなく、「誰にされたか教えてもらえる？」等の問いかけも有効であると考えられる。 ➢ これは、誘導的な聴き取りを行うなど、聴き取り方法を誤ることで、「記憶の汚染」等につながり、司法手続において信用性のある証拠として採用されなくなる可能性がある点とも関係する。 ➢ なお、同じ話を他の者から繰り返し聞かれるようなことは、被害児童の心身に無用な負担をかけることとなるため、最大限避けることが望ましい。聴き取りは、被害内容を踏まえて、必要に応じ、聴き取りの知見を有する者や責任者等と一緒に実施することが有効と考えられる。

性暴力被害発覚のパターン	発覚時の対応の例
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 被害児童はどのように表現して良いか分からず、口ごもることがあるが、話し始めるまで辛抱強く待つことが重要であり、話を遮らず、丁寧に聴き取る。 ➢ 理由（why）を尋ねることは避ける。「なぜそんな行動をしたのか」「嫌だったと言ったか？なぜ言わなかったのか」など、被害児童の言動を責めるように聞こえるようなことは決して聞いてはならない。そもそも、「なぜ？」という質問自体が、児童にとっては回答の難易度が高い質問である。 ➢ 「いつ？」という時点に関する質問も、児童にとっては回答の難易度が高い質問であるため、直接的に質問することは避け、被害児童の語りに任せる姿勢が重要である。 ➢ その他にも、配慮が必要な発言があることに注意すること。 ⇒p53【児童から打ち明けられた際に配慮が必要な言葉の例】参照 ➢ <u>どのような場合であっても、「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と必ず伝える</u>（性暴力には、被害者側にも落ち度があるという偏見が根強くあり、被害児童自身もそのような意識を持ってしまう可能性がある）。 ➢ 最後に「話してくれてありがとう」と伝える。 ● 家族や他の従事者、関係機関に情報提供することについて、本人に伝える（未就学児や重度の知的障害がある児童の場合を除く）。「誰にも言わないで」と言われたら、何が不安なのかについて聴き取るとともに、いのちに関わることや法に触れ得ることについては、秘密にはしておけないことを丁寧に説明する。必要な情報の共有は、これ以上の被害を防ぐ等の観点からも、被害児童の意思に反してでもすることが求められるため、できない約束をすることは、結果的に被害児童を裏切ることとなる。 ⇒p50【被害児童本人に「誰にも言わないで」と言われた場合の対応の例】参照 ● 可能であれば、本人に負担感がないか十分に確認した上で、録音をすることで、正確に記録を残すことが有効と考えられる。録音が難しい場合、児童や従事者自らが何と言ったかを記録し（児童・従事者の使った表現や言葉をそのまま記録に残す）、管理職や施設・事業所の長等に報告する。
被害児童以外の児童から情報提供を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 可能な範囲で、児童が安心して話せる場所に移動する。 ● 児童の相談内容について傾聴する（初期聴き取り）。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「誰のことについて、どのような形で知ったか」を聴き取る。 ➢ 児童が話す以上のことを無理に聴き出そうとしない。 ➢ 被害を知ったときに、どのように感じたかを聴き取る（不安、恐怖、心身の不調等の確認）。 ➢ 他に知っている人がいるかどうかを確認する。 ➢ 被害児童は、自分（従事者）に対してこのことを伝えていることを知っているかどうか確認する。 ➢ 最後に「話してくれてありがとう」と伝える。 ● 情報提供してくれた児童には、この話を SNS 上を含めて他の人に言わないこと、そのようなことをすると、名前を言わずとも被害児童が類推され、誹謗中傷などが起こるリスクがあることを伝える（情報提供してくれた児童が自らの保護者に話している場合には、保護者にも同様のことを伝える）。 ● 児童に不安や心身の不調等が生じたとき等のために、連絡先とともに、また相談するように伝える。 ● 可能であれば、本人に負担感がないか十分に確認した上で、録音をする。録音が難しい場合、児童や従事者は何と言ったかを記録し（児童・従事者の使った表現や言葉をそのまま記録に残す）、管理職や施設・事業所の長等に報告する。

性暴力被害発覚のパターン	発覚時の対応の例
	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害児童が開示に同意していない場合は、情報提供した児童の立場が悪くなるため、被害児童にアプローチする際は、慎重に進める。 ⇒p51【被害児童以外の児童に相談を受けたが、その児童が被害児童から「誰にも言わないで」と言われている場合の対応の例】参照
同僚の性暴力や、不適切な行動の情報を、見聞きした場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 見聞きした情報について、解釈を加えず、正確に記録する（基本は4W1H*）。 ● 可能な範囲で、録音や撮影などにより、客観的な証拠の保存に努めることが望ましい。 ● 性暴力の疑いの段階で重く受け止め、原則即日で、管理職や施設・事業所の長等に報告する。

*4W1H：だれが（Who）、いつ（When）、どこで（Where）、なにを（What）、どのように（How）したか（5W1Hから、なぜ（Why）を除いたもの）。

◆ 未就学児、知的障害のある児童等への対応における留意事項の例 ◆

- 個人差があるものの、特に未就学児や低年齢の児童の場合は、「時」や「場所」の概念がまだ十分に育っていないため、被害にあった日を間違えて伝えてしまい、事実誤認につながることもある。
- また、児童は大人から聴かれたら何か答えなければならないと思い、不明確であっても、想像で答えてしまうこともある。そのため、「性暴力の疑いの発覚時の対応」や後述の「聴き取り」においては、時や場所を聞かないことが重要である。
- 例えば「お祭りがあった日に被害を受けた」という情報に基づき、この日に間違いないと保護者等が断定してしまい、加害が疑われる者にアリバイがあったということも少なくないため、「時」や「場所」について誤解しないよう、慎重になることも重要である。
- 障害のある児童に対しては、性暴力の疑いが発覚した際には、各障害や個人の特性を理解して、代弁できる者が担当すること等が有効と考えられる。

◆ 被害児童本人に「誰にも言わないで」と言われた場合の対応の例

- まずは、被害児童は悪くないこと、被害児童の安全が最も大切であることを伝え、安心感を与えることが重要。
- 誰にも言わないことはできないため、できない約束はしない。「誰かに知られると、どうなると思うか、何が不安か」を聴き取り、不安の背景を探る（親に怒られる、加害が疑われる者に口止めされている、報復される恐れがある等）とともに、不安をどのようにしたら解決できるか、できるだけ具体的に児童と一緒に考えることが重要。
- 被害の開示を受けた従事者一人では被害児童の安全を守ることができない、一緒に児童を守ってくれる人（保護者を含む）と相談したいという旨を伝え、説得することとなる。
- 被害児童は、どこまで情報が広がっているかを気にしていることがあるため、誰にどのような理由で伝えるのか、予め被害児童と認識を共有することが、被害児童の心理的負担を減らす上で有効と考えられる。
- 被害児童が不安になったら、いつでも相談できる従事者の存在を伝え、不安の軽減に努める。
- 外部機関（特に警察）と連携する場合、早期にそれを伝え、児童が「悪いことをした」と感じて話さなくなるケースがある。このため、タイミングを見て、伝えることが求められる。

伝える／聴き取る項目	具体的な受け答え／声掛け（例）	配慮すべき事項
話してくれたことへの感謝を伝える	・話してくれてありがとう。 ・よく話してくれたね。 ・話すのは勇気が必要だったかもしれないね。 等	・まず、話してくれたことをねぎらう。
あなたは悪くないことを伝える	・あなたは全然悪くないからね。 ・あなたには落ち度も責任もないからね。 等	・安心感を与えることが重要。
あなたの安全が最も大切なことを伝える	・あなたの安全が何よりも大事だよ。	
誰かに知られることについて、何が不安かを聴き取る	・誰にも言わないでほしいと思う理由を、教えてくれないかな。どんなことが不安だったり、怖かったりする？ ・（「怒られると思っている」「口止めされている」等の話が出たら）そのような心配があるんだね。でも、あなたは悪くないよ。	・不安の背景に、虐待等が潜む可能性にも留意する。 ・児童に責任はないことを明確にする。
あなたを守る手立てを考えたいことを伝える	・あなたの安全を守りたいなって思うのだけれど、どうだろう。 ・あなたを守ることが大人の責任だよ。 等	
他の人と情報を共有することを伝え、説得する	・一緒にあなたを守ってくれる人と相談させてね。 ・あなたの命と安全に関わることだから、秘密にはおけないの。 ・お母さんやお父さんとも相談させてね。お母さんやお父さんに怒られるのが心配だったら、私が助けになるから言ってね。 等	・他者への情報共有については、児童の気持ちに寄り添いつつも、説得する。
いつでも相談できることを伝える	・心配なことがあればいつでも相談してね。 ・このことは〇〇先生と●●先生と相談しているから、何かあったら言ってね。 等	・事業所内で知っている人は誰かを伝え、キーパーソンを作る。

❖ 被害児童以外の児童に相談を受けたが、その児童が被害児童から「誰にも言わないで」と言われている場合の対応の例

- 被害児童から打ち明けられた児童は、大人に話をしたことに罪悪感を持っていることがあるため、まずは話してくれたことをねぎらうとともに、大人に話してくれたことは正しいことだと伝える。
- 他に話した相手がいるかどうかを確認し、今後、その児童が周囲に話を広めないようお願いするとともに、不安に感じた場合等の相談先を示す。
- 話してくれたその児童の安全も、被害児童の安全も、大人は守りたいと思っていることを伝え、「ここから先は大人がしっかりと考える」ことを伝える。
- 被害児童に声掛けする際には、その児童から聞いたことが、分からないように工夫することを伝える。

（例）

- ・「最近、ぼんやりしていることがあるけど、何かあった？」等とやんわり話しかけるパターン
- ・「こういったことを見たっていう人がいるんだけど、あなたを守りたいので、直接話を聞かせて」と聴き取りを試みるパターン

※被害児童とその児童との信頼関係や、大人に対する信頼感を維持することに、最大限努力することが重要であるが、どうしてもその児童から聞いたことを言わざるを得ないケースもあり得る。その際には、その児童に「〇〇ちゃんを守るために大事なことから、××ちゃんに聞いたってことを〇〇ちゃんに伝えていいかな」等と確認した上で、その児童から聞いたことを被害児童に言うことが考えられる。

被害児童には、「××ちゃんがあなたを守ろうと一生懸命話してくれたんだよ」「××ちゃんも迷っていたけど、何とかしたいと思って、話してくれたんだよ」等と説明することが考えられる。

伝える／聴き取る項目	具体的な受け答え／声掛け（例）	配慮すべき事項
話してくれたことへの感謝を伝える	・話してくれてありがとう。 ・よく話してくれたね。等	・まず、話してくれたことをねぎらう。
話したことが適切だったと伝える	・大人に話してくれたあなたの判断は大切なこと。 ・あなた一人で、〇〇ちゃんの安全を守ることは難しいから、あなたがこうして伝えてくれたことは正しい。等	・児童が罪悪感を持っていることもあるため、大人に話したことは正しいと伝える。
他に話した相手がいるかを確認し、今後の相談先を伝える	・私に話すのが初めてかな？このことで不安になったりしたら、色々な人に話すのではなく、これからは私に話をしなね。そうしないと、〇〇ちゃんの安全を守れなくなることもあるので、そうしてね。	・被害児童から聞いた不安を周囲に広めないことも含め、今後の相談先を伝える。
被害児童を守る手立てを大人が考えることを伝える	・これから、〇〇ちゃんにもお話を聴こうと思うし、どうしたら〇〇ちゃんが安全でいられるか、大人が一生懸命考えようと思う。	・ここから先は大人が考えることを伝える。
今後の見通しを伝える	・〇〇ちゃんに声をかけてみるね。 あなたが話したことは伝わらないように気を付けるね。	・今後の対応の見通しにつき、その場で伝えられるようであれば伝える。

❖ 児童から打ち明けられた際に配慮が必要な言葉の例

下表の言葉や質問は、児童から性暴力被害の相談を受けた際、困惑や動揺、性暴力を防げなかったという自責感などから、よく起こる言葉かけや質問の一例である。これらの言葉は、無意識に出たものであっても、被害児童を傷つけることがあり、注意することが重要である。

同じ言葉を伝えるにしても、言葉の選び方、声色、声のトーン、表情等も重要になるため、従事者が、児童から性暴力について打ち明けられたときに、何の準備もなくこれらの対応を適切にとることは至難の業である。このため、研修でロールプレイングを行う等、事前の練習を定期的に行うことが重要と考えられる。

言葉や質問	配慮が必要な言葉の例
児童を責めている (と受け取られかねない) 言葉	<ul style="list-style-type: none"> ● 「あなたが誘ったのでは？」と聞かない。 ● 「泣いてばかりでいいいで、ちゃんと説明して」と言わない。 ● 「さっきと話が違いますけど、どっちが本当なんですか？」と聞かない。 ⇒「私（聞き手）が分からなくなってしまったから、もう一度教えてください」と言い換える。 ● 「話してくれないと助けられない」と言わない。
「なぜ？」と非難しているように聞こえる質問	<ul style="list-style-type: none"> ● 「どうして逃げなかったの？」と聞かない。 ● 「どうして付いて行ったの？」と聞かない。
被害を矮小化するなど、被害児童・生徒の心理を理解しない言葉	<ul style="list-style-type: none"> ● 「先生はこういう相談よく聞いて慣れているから、恥ずかしがらずに話して」と伝えない。 ⇒被害児童にとっては初めて受ける性暴力で、重大な出来事であるにもかかわらず、「従事者がこれまで対応したことがある事案と比べて大したことはないと思っているかもしれない」等と児童の誤解を招くおそれがある。 ● 「早く元気になりましょう」「つらいことは忘れましょう」と言わない。 ● 「辛いのはよく分かるよ」「時間が解決してくれる」と言わない。 ⇒性暴力のことを忘れることができず早く元気になれるのであれば、それを最も願っているのは被害児童本人である。従事者自身が安心を得るための安易な励ましは、更に傷を深める可能性がある。 ● もっとも、被害児童の方から「辛かった」などと心境を打ち明けてきた場合には、「辛かったんだね」と繰り返すことが被害児童の気持ちに寄り添う適切な応答となる。
驚愕を示す言葉	<ul style="list-style-type: none"> ● 「本当なの？」と聴かない。 ● 「嘘でしょう？」と言わない。
相談を拒絶する言葉・話を遮る言葉 (態度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「〇〇先生に相談してください」「保護者に伝えてください」と言わない。 ● 「私では手に負えません」と言わない。 ⇒適切な対応に自信がなくなると、自らを信頼して打ち明けてくれたことに対して感謝を述べつつ、「しっかり対応できるように、〜と相談して、どうするか考えてみるね」と一旦受け止めることが重要。
感情的な言葉 (態度)・評価をする言葉	<ul style="list-style-type: none"> ● 「××先生のやったことは、絶対に許せない！！」と言わない。 ● 「(児童に対して) かわいそうだね」と言わない。 ⇒聴き取り者が感情的になることで、これ以上話さない方が良いのではないかと児童が不安を感じる場合もある。児童の発言や感情に共感を示すことは重要だが、児童の気持ちを勝手に決めつけず、落ち着いた態度で、穏やかな声で、ゆっくりと話を聴く。
無責任な言葉 (できない約束はしない)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「〇〇先生は明日からきつと学校に来ないよ」と言わない。 ● 「誰にも言わないよ」「先生だけの秘密にしておくから大丈夫だよ」と言わない。 ● 「もうお話を聞くことはないよ」と言わない。 ⇒このような言葉は児童を安心させたいという思いから発していることも多いが、曖昧な情報の提供はその後の不安や反応を強める。そのため、正確に伝えることができない情報を安易に伝えないよう心がける。

(出典：東京都教育委員会「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」(令和5年4月)より抜粋・一部追記・修正)

被害児童の二次被害防止及び適切な司法手続の実現に向けて、事業者・従事者等が行うべきこと

- 被害児童対応に当たる事業者、従事者等においては、被害児童に「記憶の汚染」のリスクを防ぎ、トラウマ等の二次被害を生じさせず、かつ代表者聴取（協同面接）※により適切な司法手続が実現できるように努めることが求められる。具体的には、事案が犯罪に該当する可能性が少しでもある場合又は判断ができない場合は、事業者や従事者から被害児童への聴き取りは、原則として被害児童が自発的に話す内容に留めるとともに、保護者にもこの事実を予め資料の配布等を通じて啓発し、必要以上の聴き取りを行わないように説明すること等が重要と考えられる。このような取組の意義については、保護者に対して、児童への性暴力防止策等について情報提供する際や、実際に事案が発生した際に、丁寧に説明することが有効と考えられる。
- 一方で事業者及び従事者は、代表者聴取（協同面接）が行われるまでの期間等において、何の聴き取りも行われないうちに、被害児童が放置されていると誤解する可能性がある。このため、被害児童に対し、「今詳しい話を聞かないことは、あなたを守ることにつながる」「後できちんと話を聞く機会がある」ことを丁寧に伝えるとともに、対応・支援ニーズはないか等を確認しつつ寄り添い、被害児童が話したいことがあれば、真摯に耳を傾けることが重要と考えられる。

※代表者聴取（協同面接）とは

- 代表者聴取（協同面接）とは、警察、児童相談所の担当者及び検察官が、児童からの聴き取り方法などについて協議を行った上で、その代表者が聴き取りをする取組である。

具体的には、

- ① 聴取場所や回数に配慮するなど、児童の不安・緊張を緩和する
- ② 誘導を避けるなど児童の供述に 不当な影響を与えないようにする

などにより、児童の負担軽減を図りつつ 十分な供述を得る、いわゆる司法面接的な手法を用いた聴き取りを行い、その聴き取りの状況を録音・録画して記録化するものである。

刑事訴訟法第 321 条の 3 においては、児童が被害者又は参考人である事件等において、一定の要件³を満たせば、司法面接的手法を用いた聴取により得られた供述を、児童が法廷でいちから証言する代わりの証拠として、裁判で用いることを認めている。この要件を満たすか否かを裁判所が判断する際に、代表者聴取前に事業者等が行った被害児童等からの聴き取り方法が適切か否か、被害児童に「記憶の汚染」が生じていないか否かが、裁判で争点になり得る。

- 性暴力被害を受けた児童にとって、何度も同様の話を聴かれてそれを思い出させられることはトラウマ体験をより深めることにつながる。また、誘導的な質問が繰り返しなされることで、児童の記憶そのものが変化してしまう「記憶の汚染」のリスクもある。性暴力被害においては、医学的な診察では異常所見が見つからず、児童の話が唯一の証拠になることも少なくなく、代表者聴取（協同面接）前の、大人側の不用意な聴き取り対応によって、大切な証拠の信用性が失われてしまうことは避けることが重要である。
- 代表者聴取（協同面接）は、被害児童の二次被害を防ぎつつ、児童の証言を正確かつ信頼性のある形で記録するものである。そこでは、専門的な訓練を受けた面接者が、安全で落ち着いた環境において、児童が自らのペースで、自らの言葉で話せるように接する。

³ 刑事訴訟法第 321 条の 3 は、被害児童等からの聴取状況を録音・録画した記録媒体を、裁判で用いるための要件として、「供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置」及び「供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置」を定めている。